

佐賀県告示第 10 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 3 年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 4 年 1 月 21 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐木鹿第2号	令和3年12月23日	変更前	鹿島市大字三河内甲50番地1	有限会社木曾屋	代表取締役 今村 秀則
		変更後	〃	〃	代表取締役 鍋島 大志

製材業者					
登録番号	登録年月日	所在地		名称	代表者氏名
佐製鹿第2号	令和3年12月23日	変更前	鹿島市大字三河内甲50番地1	有限会社木曾屋	代表取締役 今村 秀則
		変更後	〃	〃	代表取締役 鍋島 大志